

今帰仁村景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び今帰仁村景観条例（平成25年条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(工作物)

第2条 条例第2条第4号に規定する建築物以外の工作物で規則に定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 擁壁、垣（生け垣を除く。）、さく、塀その他これらに類するもの
- (2) 彫像、記念碑その他これらに類するもの
- (3) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- (4) 鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱その他これらに類するもの
- (5) 電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔、広告塔その他これらに類するもの
- (6) 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
- (7) 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設
- (8) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシュプラントその他これらに類する製造施設
- (9) 自動車車庫の用に供する立体的な施設
- (10) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設
- (11) 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設
- (12) 墳墓類
- (13) 電気供給又は有線電気通信のための電線路、空中線（その支持物を含む。）その他これらに類するもの
- (14) 自動販売機類

(事前協議書の提出)

第3条 条例第9条第1項の規定による事前協議書は、今帰仁村景観計画区域内行為事前協議書（第1号様式）とする。

- 2 今帰仁村景観計画区域内行為事前協議書には、別表1に掲げる図書その他村長が必要と認める書類を添付しなければならない。
- 3 村長は、前項に規定する図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(景観計画区域内における行為の届出)

第4条 法第16条第1項の規定による届出は、今帰仁村景観計画区域内行為届出書（

第2号様式)により別表2に定める必要な図書を添付して行うものとする。

2 法第16条第2項の規定による届出は、今帰仁村景観計画区域内行為変更届出書(第3号様式)により別表2に定める必要な図書を添付して行うものとする。

(適合通知)

第5条 村長は、法第16条第1項又は同条第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が法第8条第1項に基づく今帰仁村景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めるときは、今帰仁村景観計画区域内における行為の制限の適合通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(届出及び勧告等の適用除外)

第6条 条例第11条で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該建築物の延べ床面積(増築にあつては、増築後の延べ床面積)が300平方メートル以下で、高さ(増築にあつては、増築後の高さ)が7メートル以下のもの。
- (2) 建築物の外観の変更を伴う修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該建築物の延べ床面積が300平方メートル以下で、高さが7メートル以下のもの及びこれらの行為による当該建築物の外観の変更の範囲が外壁各面合計面積の過半に満たないもの
- (3) 工作物の新設、増築、改築又は移転で、別表3に掲げるもの
- (4) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、別表3に掲げるもの及びこれらの行為による当該工作物の外観の変更の範囲が10平方メートル以下であるもの
- (5) 法第16条第1項第3号に規定する開発行為は、その規模が、500平方メートル以下のもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと村長が認めるもの

(今帰仁村景観委員会への意見聴取)

第7条 村長は、条例第13条の規定による助言及び指導又は条例第14条の規定による勧告、命令及び公表、若しくは条例第15条の規定による要請をしようとする場合において、必要があると認めるときは、条例第16条第1項に規定する今帰仁村景観委員会の意見を聴くものとする。

(届出をした者に対する勧告)

第8条 法第16条第3項の規定による勧告は、今帰仁村景観計画区域内行為設計変更等勧告書(第5号様式)によるものとする。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知等)

第9条 法第16条第5項に規定する通知は、今帰仁村景観計画区域内行為通知書(第6号様式)により別表2に定める必要な図書を添付して行うものとする。

2 法第 16 条第 6 項に規定する協議を求めるときは、今帰仁村景観計画区域内行為協議書（第 7 号様式）によるものとする

（変更命令等）

第 10 条 法第 17 条第 1 項の規定による命令は、今帰仁村景観計画区域内行為設計変更等命令書（第 8 号様式）によるものとする。

2 法第 17 条第 4 項に規定する通知は、今帰仁村景観計画区域内行為設計変更等命令期間延長通知書（第 9 号様式）によるものとする。

3 法第 17 条第 5 項の規定による命令は、今帰仁村景観計画区域内行為原状回復等命令書（第 10 号様式）によるものとする。

4 法第 17 条第 7 項に規定する報告は、今帰仁村景観計画区域内行為状況等報告書（第 11 号様式）によるものとする。

5 法第 17 条第 8 項及び法第 23 条第 3 項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第 12 号様式）によるものとする。

（行為の着手の制限に係る期間の短縮の通知）

第 11 条 村長は、法第 18 条第 2 項の規定により期間を短縮したときは、今帰仁村景観計画区域内行為着手制限期間短縮通知書（第 13 号様式）により、法第 16 条第 1 項又は同条第 2 項の規定による届出をした者に通知するものとする。

（指導）

第 12 条 条例第 13 条の規定による指導は、今帰仁村景観計画区域内行為設計変更等指導書（第 14 号様式）によるものとする。

（公表する事項）

第 13 条 条例第 14 条第 1 項に規定する公表は、次に掲げる事項とする。

（1）氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

（2）建築行為等の対象行為、位置及び区域

（3）村長の勧告の内容及び当該勧告に従わなかった旨

2 条例第 14 条第 1 項の規定による公表は、告示及びその他の方法により行うものとする。

（要請）

第 14 条 条例第 15 条の規定による要請は、今帰仁村景観計画区域内行為設計変更等要請書（第 15 号様式）によるものとする。

（景観重要建造物の標識）

第 15 条 村長は、法第 19 条に規定する景観重要建造物の指定をしたとき、法第 21 条第 2 項の規定により設置する標識は、次に掲げる事項を掲載するものとする。

（1）景観重要建造物である旨

（2）景観重要建造物の名称

- (3) 指定番号及び指定年月日
- (4) その他村長が必要と認める事項
(景観重要樹木の標識)

第16条 村長は、法第28条に規定する景観重要樹木の指定をしたとき、法第30条第2項の規定により設置する標識は、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 景観重要樹木である旨
- (2) 景観重要樹木の名称
- (3) 指定番号及び指定年月日
- (4) その他村長が必要と認める事項
(建築物及び工作物の高さの算定)

第17条 建築物及び土地に定着する工作物の高さは、地盤面からの高さによるものとする。

2 前項の「地盤面」とは建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第2項の規定によるものとする。

(委任)

第18条 この規則で定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年9月30日から施行する。

別表 1

行為の種類	図 書		
	種類	明示すべき事項	備考
1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（法第16条第1項第1号関係） 2 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（法第16条第1項第2号関係）	付近見取図	①方位 ②道路 ③目標となる地物 ④行為の位置	
	配置図 (縮尺1/200程度)	①縮尺 ②方位 ③寸法 ④敷地の境界線 ⑤敷地内における届出に係る建築物等の位置 ⑥建築物等の各部分の高さ ⑦植栽樹木等の位置	
	2面以上の立面図(縮尺1/100程度)	①縮尺 ②寸法 ③壁面及び屋根の仕上げ材料及び色彩(マンセル値表示)	建築物等の移転又は外観の模様替若しくは色彩の変更に係る届出にあつては、カラー写真に代えることができる。色彩については、色調をできるだけ詳しく記入すること。
	カラー現況写真	行為の場所及びその付近の状況がわかるもの	
	その他	参考となるべき事項を記載	
3 都市計画法第4条第12項に準ずる開発行為(法第16条第1項第3号関係)	付近見取図	①方位 ②道路 ③目標となる地物 ④行為の位置	
	現況図 (縮尺1/1,000程度)	①縮尺 ②方位 ③行為地及び周辺の土地利用状況 ④隣接する道路の位置及び幅員 ⑤行為の区域	
	計画図 (縮尺1/1,000程度)	①縮尺 ②方位 ③行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模 ④行為後の土地利用計画及び緑化計画	
	カラー現況写真	行為の場所及びその付近の状況がわかるもの	
	その他	参考となるべき事項を記載	

行為の種類	図書		
	種類	明示すべき事項	備考
4 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	付近見取図	①方位 ②道路 ③目標となる地物 ④行為の位置	
	現況図 (縮尺 1 / 1,000 程度)	①縮尺 ②方位 ③行為地及び周辺の土地利用状況 ④隣接する道路の位置及び幅員 ⑤行為の区域	
	計画図 (縮尺 1 / 1,000 程度)	①縮尺 ②方位 ③行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模 ④行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模	
	カラー現況写真	行為の場所及びその付近の状況がわかるもの	
	その他	参考となるべき事項を記載	
5 屋外における物件の集積又は貯蔵	付近見取図	①方位 ②道路 ③目標となる地物 ④行為の位置	物件の種類を表示すること。
	配置図 (縮尺 1 / 500 程度)	①縮尺 ②方位 ③寸法 ④敷地の形状及び寸法 ⑤物件の集積又は貯蔵の位置、高さ及び面積 ⑥行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模 ⑦隣接する道路の位置及び幅員	
	カラー現況写真	行為の場所及びその付近の状況がわかるもの	
	その他	参考となるべき事項を記載	

別表 2

行為の種類	図 書		
	種類	明示すべき事項	備考
1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(法第16条第1項第1号関係) 2 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(法第16条第1項第2号関係)	付近見取図	①方位 ②道路 ③目標となる地物 ④行為の位置	
	配置図 (縮尺1/200程度)	①縮尺 ②方位 ③寸法 ④敷地の境界線 ⑤敷地内における届出に係る建築物等の位置 ⑥届出に係る建築物等と他の建築物等との別 ⑦建築物等の各部分の高さ ⑧擁壁 ⑨敷地の接する道路の位置及び幅員 ⑩敷地及び道路の高低差 ⑪植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 ⑫垣、柵、塀、張り芝等の位置 ⑬外構施設の位置及び材料 ⑭ごみ置場 ⑮現況写真の撮影位置及び撮影方向	緑地の割合などを表示すること。
	各階平面図 (縮尺1/100程度)	①縮尺 ②方位 ③寸法 ④開口部の位置	建築物等の移転又は外観の模様替若しくは色彩の変更に係る届出にあつては添付を要しない。
	2面以上の立面図(縮尺1/100程度)	①縮尺 ②寸法 ③開口部、附属設備、軒等の位置及び形状 ④壁面及び屋根の仕上げ材料及び色彩(マンセル値表示)	建築物等の移転又は外観の模様替若しくは色彩の変更に係る届出にあつては、カラー写真に代えることができる。色彩については、色調をできるだけ詳しく記入すること。
	2面以上の断面図(縮尺1/100程度)	①縮尺 ②寸法 ③開口部、附属設備、軒等の位置及び形状 ④道路、擁壁、垣、さくの位置及び高さ	
	カラー現況写真	行為の場所及びその付近の状況がわかるもの	
	その他	参考となるべき事項を記載	

行為の種類	図 書		
	種類	明示すべき事項	備考
3 都市計画法第4条第12項に準ずる開発行為（法第16条第1項第3号関係）	付近見取図	①方位 ②道路 ③目標となる地物 ④行為の位置	
	現況図 （縮尺1／1,000程度）	①縮尺 ②方位 ③行為地及び周辺の土地利用状況 ④隣接する道路の位置及び幅員 ⑤行為の区域 ⑥縦横断面図の位置及び方向 ⑦現況写真の撮影位置及び撮影方向	
	計画図 （縮尺1／1,000程度）	①縮尺 ②方位 ③行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模 ④行為後の土地利用計画及び緑化計画	緑地の割合などを表示すること。
	縦横断面図 （縮尺1／1,000程度）		行為の前後における土地の縦断面図及び横断面図とする。
	カラー現況写真	行為の場所及びその付近の状況がわかるもの	
	その他	参考となるべき事項を記載	
4 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	付近見取図	①方位 ②道路 ③目標となる地物 ④行為の位置	
	現況図 （縮尺1／1,000程度）	①縮尺 ②方位 ③行為地及び周辺の土地利用状況 ④隣接する道路の位置及び幅員 ⑤行為の区域 ⑥縦横断面図の位置及び方向 ⑦現況写真の撮影位置及び撮影方向	
	計画図 （縮尺1／1,000程度）	①縮尺 ②方位 ③行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模 ④行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模 ⑤行為後の措置及び緑化計画	
	縦横断面図 （縮尺1／1,000程度）		行為の前後における土地の縦断面図及び横断面図とする。
	カラー現況写真	行為の場所及びその付近の状況がわかるもの	
	その他	参考となるべき事項を記載	

行為の種類	図 書		
	種類	明示すべき事項	備考
5 屋外における物件の集積又は貯蔵	付近見取図	①方位 ②道路 ③目標となる地物 ④行為の位置	物件の種類を表示すること。
	配置図 (縮尺 1 / 500 程度)	①縮尺 ②方位 ③寸法 ④敷地の形状及び寸法 ⑤物件の集積又は貯蔵の位置、高さ及び面積 ⑥行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模 ⑦隣接する道路の位置及び幅員 ⑧現況写真の撮影位置及び撮影方向	
	カラー現況写真	行為の場所及びその付近の状況がわかるもの	
	その他	参考となるべき事項を記載	

別表 3

工作物の種類	規模
1 擁壁、垣（生け垣を除く。）、さく、塀その他これらに類するもの	高さが3メートル以下のもの
2 彫像、記念碑その他これらに類するもの 3 煙突、排気塔その他これらに類するもの 4 鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱その他これらに類するもの 5 電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔、広告塔その他これらに類するもの 6 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの 7 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設 8 コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設 9 自動車車庫の用に供する立体的な施設 10 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設 11 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設 12 墳墓類 13 電気供給又は有線電気通信のための電線路、空中線（その支持物を含む。）その他これらに類するもの	高さが（当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、全体の高さが）、10メートル以下のもので、かつ、築造面積が500平方メートル以下のもの
14 屋外に設置する自動販売機	高さが1.5m以下のもの